



（機関等の共同設置）

第二百五十二条の七 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、共同して、第三百三十八条第一項若しくは第二項に規定する事務局若しくはその内部組織（次項及び第二百五十二条の十三において「議会議務局」という。）、「第三百三十八条の四第一項に規定する委員会若しくは委員、同条第三項に規定する附属機関、第五十六条第一項に規定する行政機関、第五十八条第一項に規定する内部組織、委員会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織（次項及び第二百五十二条の十三において「委員会事務局」という。）、「普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員、第七十四条第一項に規定する専門委員又は第二百条の二第一項に規定する監査専門委員を置くことができる。ただし、政令で定める委員会については、この限りでない。

2 前項の規定による議会議務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの議会議務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員を共同設置に関する規約を変更し、又はこれらの議会議務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局若しくは職員を共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

3 第二百五十二条の二の二第二項及び第三項本文の規定は前二項の場合について、同条第四項の規定は第一項の場合について、それぞれ準用する。

（機関の共同設置に関する規約）

第二百五十二条の八 第二百五十二条の七の規定により共同設置する普通地方公共団体の委員会若しくは委員又は附属機関（以下この条において「共同設置する機関」という。）の共同設置に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 共同設置する機関の名称
- 二 共同設置する機関を設ける普通地方公共団体
- 三 共同設置する機関の執務場所
- 四 共同設置する機関を組織する委員その他の構成員の選任の方法及びその身分取扱い
- 五 前各号に掲げるものを除くほか、共同設置する機関と関係普通地方公共団体との関係その他共同設置する機関に関し必要な事項

（共同設置する機関の委員等の選任及び身分取扱い）

第二百五十二条の九 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員で、普通地方公共団体の議会が選挙すべきものの選任については、規約で、次の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。

- 一 規約で定める普通地方公共団体の議会が選挙すること。

- 二 関係普通地方公共団体の長が協議により定めた共通の候補者について、すべての関係普通地方公共団体の議会が選挙すること。
- 2 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得て選任すべきものの選任については、規約で、次の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。
  - 一 規約で定める普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の議会の同意を得て選任すること。
  - 二 関係普通地方公共団体の長が協議により定めた共通の候補者について、それぞれの関係普通地方公共団体の長の同意を得た上、規約で定める普通地方公共団体の長が選任すること。
- 3 普通地方公共団体が共同設置する委員会若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、普通地方公共団体の長、委員会又は委員が選任すべきものの選任については、規約で、次の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。
  - 一 規約で定める普通地方公共団体の長、委員会又は委員が選任すること。
  - 二 関係普通地方公共団体の長、委員会又は委員が協議により定めた者について、規約で定める普通地方公共団体の長、委員会又は委員がこれを選任すること。
- 4 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で第一項又は第二項の規定により選任するものの身分取扱いについては、規約で定める普通地方公共団体の議会が選挙し又は規約で定める普通地方公共団体の長が選任する場合には、当該普通地方公共団体の職員とみなし、全ての関係普通地方公共団体の議会が選挙する場合には、規約で定める普通地方公共団体の職員とみなす。
- 5 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で第三項の規定により選任するものの身分取扱いについては、これらの者を選任する普通地方公共団体の長、委員会又は委員の属する普通地方公共団体の職員とみなす。

（共同設置する機関の委員等の解職請求）

第二百五十二条の十 普通地方公共団体が共同設置する委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員で、法律の定めるところにより選挙権を有する者の請求に基づき普通地方公共団体の議会の議決によりこれを解職することができるもの解職については、関係普通地方公共団体における選挙権を有する者が、政令の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の長に対し、解職の請求を行い、二の普通地方公共団体の共同設置する場合には全ての関係普通地方公共団体の議会において解職に同意する旨の議決があつたとき、又は三以上の普通地方公共団体の共同設置する場合にはその半数を超える関係普通地方公共団体の議会において解職に同意する旨の議決があつたときは、当該解職は、成立するものとする。

（共同設置する機関の補助職員等）

第二百五十二条の十一 普通地方公共団体が共同設置する委員会又は委員の事務を補助する職員は、第二百五十二条の九第四項又は第五項の規定に

より共同設置する委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）又は委員が属するものとみなされる普通地方公共団体（以下この条において「規約で定める普通地方公共団体」という。）の長の補助機関である職員をもつて充て、普通地方公共団体が共同設置する附属機関の庶務は、規約で定める普通地方公共団体の執行機関においてこれをつかさどるものとする。

2 普通地方公共団体が共同設置する委員会若しくは委員又は附属機関に要する経費は、関係普通地方公共団体がこれを負担し、規約で定める普通地方公共団体の歳入歳出予算にこれを計上して支出するものとする。

3 普通地方公共団体が共同設置する委員会が徴収する手数料その他の収入は、規約で定める普通地方公共団体の収入とする。

4 普通地方公共団体が共同設置する委員会が行う関係普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び関係普通地方公共団体の経営に係る事業の管理の通常の監査は、規約で定める普通地方公共団体の監査委員が毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めてこれを行うものとする。この場合においては、規約で定める普通地方公共団体の監査委員は、監査の結果に関する報告を他の関係普通地方公共団体の長に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

（共同設置する機関に対する法令の適用）

第二百五十二条の十二 普通地方公共団体が共同設置する委員会若しくは委員又は附属機関は、この法律その他これらの機関の権限に属する事務の管理及び執行に関する法令、条例、規則その他の規程の適用については、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、それぞれ関係普通地方公共団体の委員会若しくは委員又は附属機関とみなす。

（議事事務局等の共同設置に関する準用規定）

第二百五十二条の十三 第二百五十二条の八から前条までの規定は、政令で定めるところにより、第二百五十二条の七の規定による議事事務局、行政機関、内部組織、委員会事務局、普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員、専門委員又は監査専門委員の共同設置について準用する。

（包括外部監査契約の締結）

第二百五十二条の三十六 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

一 都道府県

二 政令で定める市

2 前項第二号に掲げる市以外の市又は町村で、契約に基づく監査を受けることを条例により定めたものの長は、同項の政令で定めるところにより、条例で定める会計年度において、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては

- 、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
- 3 前二項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
  - 4 第一項又は第二項の規定により包括外部監査契約を締結する場合には、第一項各号に掲げる普通地方公共団体及び第二項の条例を定めた第一項第二号に掲げる市以外の市又は町村（以下「包括外部監査対象団体」という。）は、連続して四回、同一の者と包括外部監査契約を締結してはならない。
  - 5 包括外部監査契約には、次に掲げる事項について定めなければならない。
    - 一 包括外部監査契約の期間の始期
    - 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
    - 三 前二号に掲げる事項のほか、包括外部監査契約に基づく監査のために必要な事項として政令で定めるもの
  - 6 包括外部監査対象団体の長は、包括外部監査契約を締結したときは、前項第一号及び第二号に掲げる事項その他政令で定める事項を直ちに告示しなければならない。
  - 7 包括外部監査契約の期間の終期は、包括外部監査契約に基づく監査を行うべき会計年度の末日とする。
  - 8 包括外部監査対象団体は、包括外部監査契約の期間を十分に確保するよう努めなければならない。
- 第二百五十五条 この法律に規定するものを除くほか、第六条第一項及び第二項、第六条の二第一項並びに第七条第一項及び第三項の場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

#### 附 則

第九条 この法律に定めるものを除くほか、地方公共団体の長の補助機関である職員、選挙管理委員及び選挙管理委員会の書記並びに監査委員及び監査委員の事務を補助する書記の分限、給与、服務、懲戒等に関しては、別に普通地方公共団体の職員に関して規定する法律が定められるまでの間は、従前の規定に準じて政令でこれを定める。

② この法律に定めるものを除くほか、監査専門委員の分限、給与、服務、懲戒等に関しては、前項の規定を準用する。

○ 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）（抄）

（政令への委任）

第五十七条 この章に定めるもののほか、合併特例区に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）（抄）

（政令への委任）

第十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）

第五条 普通地方公共団体の廃置分合があつた場合においては、その地域が新たに属した普通地方公共団体がその事務を承継する。その地域により承継の区分を定めることが困難であるときは、都道府県の廃置分合にあつては総務大臣、市町村の廃置分合にあつては都道府県知事は、事務の分界を定め、又は承継すべき普通地方公共団体を指定するものとする。

② 前項の場合において、消滅した地方公共団体の収支は、消滅の日をもつてこれを打ち切り、当該地方公共団体の長又はその職務を代理し若しくは行う者であつた者がこれを決算する。

③ 前項の規定による決算は、事務を承継した各普通地方公共団体の長においてこれを監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付さなければならない。

④ 前項の普通地方公共団体の長は、同項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。

（議会議務局等の共同設置に関する準用）

第七百七十四条の二十四 地方自治法第二百五十二条の八、第二百五十二条の九第三項及び第五項、第二百五十二条の十一第二項及び第四項並びに第二百五十二条の十二の規定は、議会議務局、行政機関、内部組織又は委員会事務局の共同設置について準用する。この場合において、同法第二百五十二条の八第四号中「機関を組織する委員その他の構成員」とあるのは「議会議務局、行政機関、内部組織又は委員会事務局の職員」と、同法第二百五十二条の九第三項及び第五項中「委員会の委員若しくは委員又は附属機関の委員その他の構成員」とあるのは「議会議務局、行政機関、内部組織又は委員会議務局の職員」と、「長」とあるのは「議会の議長、長」と読み替えるものとする。

2 地方自治法第二百五十二条の八、第二百五十二条の九第三項及び第五項、第二百五十二条の十一第二項及び第四項並びに第二百五十二条の十二の規定は普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員又は専門委員の共同設置について、同法第二百五十二条の九第二項及び第四項並びに第二百五十二条の十の規定は普通地方公共団体の長、委員会又は委員の事務を補助する職員で当該普通地方公共団体の議会の同意を得て選任すべきもの（次項において「議会同意選任職員」という。）の共同設置について準用する。この場合において、同法第二百五十二条の九第三項及び第五項中「長」とあるのは、「議会の議長、長」と読み替えるものとする。

3 第七百七十四条の二十から前条までの規定は、普通地方公共団体が共同設置する議会同意選任職員で、法律の定めるところにより選挙権を有する者の請求に基づき普通地方公共団体の議会の議決により解職することができるものの解職について準用する。

(包括外部監査契約の締結の手續等)

第七百七十四条の四十九の二十四 地方自治法第二百五十二条の三十六第一項に規定する包括外部監査対象団体（以下「包括外部監査対象団体」という。）の長は、同項の規定により同法第二百五十二条の二十七第二項に規定する包括外部監査契約（以下「包括外部監査契約」という。）を締結しようとするときは、同法第二百五十二条の三十六第四項各号に掲げる事項その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。

第七百七十四条の四十九の二十五 包括外部監査対象団体の長は、地方自治法第二百五十二条の三十六第一項の規定により包括外部監査契約を締結する際に、当該包括外部監査契約を締結しようとする相手方が同法第二百五十二条の二十八第一項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面（同条第二項の規定により包括外部監査契約を締結しようとする場合にあつては、税理士（税理士となる資格を有する者を含む。）であることを証する書面。次項において「包括外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面」という。）その他総務省令で定める書面を徴さなければならない。

2 包括外部監査対象団体の長は、前項の規定により徴した包括外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面又はその写しを、当該包括外部監査対象団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供さなければならない。

(包括外部監査契約で定めるべき事項)

第七百七十四条の四十九の二十七 地方自治法第二百五十二条の三十六第四項第三号に規定する包括外部監査契約に基づく監査のために必要な事項として政令で定めるものは、包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法とする。

(包括外部監査契約を締結したときに告示すべき事項)

第七百七十四条の四十九の二十八 地方自治法第二百五十二条の三十六第五項に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

○ 地方自治法施行規程（昭和二十二年政令第十九号）（抄）

第九条 都道府県に都道府県職員委員会を置く。

- 2 都道府県職員委員会は、都道府県の副知事及び専門委員の懲戒の審査及び議決に関する事務をつかさどる。
- 3 前二項に定めるものを除くほか、都道府県職員委員会に関して必要な事項は、規則で定める。

第十条 都道府県の職員の服務に関しては、なお従前の東京都職員服務規律又は道府県職員服務規律の例による。

第十一条 都道府県の職員の休暇及び休日等については、官吏の休暇及び休日等に関する規定を準用する。ただし、都道府県知事は、特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

第十二条 都道府県の専門委員の服務に関しては、従前の東京都職員服務規律又は道府県職員服務規律の例による。ただし、専門委員は、営業を行い若しくは家族に営業を行わせ又は給料若しくは報酬を受ける他の事務を行うことを妨げない。

第十三条 都道府県の専門委員は、次に掲げる事由があつた場合においては、懲戒の処分を受ける。

- 一 職務上の義務に違反し又は職務を怠つたとき
- 二 職務の内外を問わず公職上の信用を失うべき行為があつたとき
- 2 懲戒の処分は、免職、五百円以下の過怠金及び譴責とする。
- 3 免職及び過怠金の処分は、都道府県職員委員会の議決を経なければならない。
- 4 懲戒に付せられるべき事件が刑事裁判所に係属している間は、同一事件に対して懲戒のための委員会を開くことができない。懲戒に関する委員会の議決前、懲戒に付すべき者に対し、刑事訴追が始まつたときは、事件の判決の終わるまで、その開会を停止する。

第十四条 都道府県の専門委員の職にある者が刑事事件に関して起訴されたときは、都道府県知事は、その者の職務の執行を停止することができる。前項の規定による職務執行の停止期間中においては、報酬の三分の二を減額するものとする。

第十五条 市町村及び特別区の職員の服務に関しては、なお、従前の市町村職員服務規律の例による。ただし、専門委員は、営業を行い若しくは家族に営業を行わせ又は給料若しくは報酬を受ける他の事務を行うことを妨げない。

第十六条 第十三条の規定は、市町村及び特別区の職員の懲戒について準用する。この場合において、同条第三項中「都道府県職員委員会」とあるのは、「市町村及び特別区職員懲戒審査委員会」と読み替えるものとする。

第十七条 市町村に市町村職員懲戒審査委員会、特別区に特別区職員懲戒審査委員会を置く。

2 市又は特別区の懲戒審査委員会は、委員五人をもって組織する。

3 委員は、市又は特別区の職員のうちから二人及び学識経験を有する者のうちから三人を市長又は特別区の区長において議会の同意を得て命ずる。委員長は、委員が互選する。

4 町村の懲戒審査委員会は、委員三人をもって組織する。

5 委員は、町村の職員のうちから一人及び学識経験を有する者のうちから二人を町村長において議会の同意を得て命ずる。委員長は、委員が互選する。

6 懲戒審査委員会の委員長は、庶務を整理させるため必要があると認めるときは、市町村又は特別区の職員のうちから、市町村長又は特別区の区長の同意を得て、書記を定めることができる。

7 前各項に定めるものを除くほか、懲戒審査委員会に関し必要な事項は、市町村又は特別区の規則で定める。

第十八条 第十三条及び第十四条の規定は、市町村及び特別区の専門委員について準用する。この場合において、第十三条第三項中「都道府県職員委員会」とあるのは「市町村及び特別区職員懲戒審査委員会」と、第十四条第一項中「都道府県知事」とあるのは「市町村長及び特別区の区長」と読み替えるものとする。

第十九条 第十四条の規定は、都道府県の選挙管理委員について準用する。

第二十条 第十四条の規定は、市町村及び特別区の選挙管理委員について準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村長及び特別区の区長」と読み替えるものとする。

第二十一条 第十四条の規定は、都道府県の監査委員について準用する。この場合において、同条第二項中「報酬」とあるのは、「報酬又は給料」と読み替えるものとする。

第二十二条 第十四条の規定は、市町村及び特別区の監査委員について準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事」とあるのは「市町村長及び特別区の区長」と、同条第二項中「報酬」とあるのは「報酬又は給料」と読み替えるものとする。

第二十三条 法律又は政令に特別の定めがあるものを除くほか、従前の東京都官制、北海道庁官制又は地方官官制の規定によつてした手続その他の行為は、地方自治法又はこれに基づいて発する命令中の相当する規定によつてした手続その他の行為とみなす。

第二十四条 地方自治法の規定による人口は、同法第二百五十四条の規定にかかわらず、当分の間、北海道庁根室支庁管内歯舞村及び島根県隠岐支

庁管内五箇村については、なお従前の例により算定するものとする。

○ 国有資産等所在市町村交付金法施行令（昭和三十一年政令第百七号）（抄）

（発電所等に係る固定資産の台帳価格）

第三条 地方公共団体が所有する発電所、変電所若しくは送電施設又は水道若しくは工業用水道の用に供するダムの方に供する固定資産に係る法第三条第三項本文、第七条（法第十四条第四項において準用する場合を含む。）、第八条（法第十四条第四項において準用する場合を含む。）、第九条第一項（法第十四条第四項において準用する場合を含む。）及び第十条第一項の国有財産台帳等に記載され又は記録された当該固定資産の価格は、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十条第七項の貸借対照表に記載されるべき当該固定資産の帳簿価額とする。

○ 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）（抄）

（解散した合併特別区の決算）

第四十八条 法第五十二条の規定により合併特別区が解散した場合において、当該解散した合併特別区の収支は、当該解散の日をもってこれを打ち切り、当該合併特別区の長であった者又は法第三十四条第二項の規定により当該合併特別区の長の職務を代理した者がこれを決算する。

2 前項の規定による決算は、当該合併特別区を設けていた合併市町村（前条第一項第一号に規定する場合にあっては、新合併特別区を設けている合併市町村）の長においてこれを監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、かつ、その要領を住民に公表しなければならない。

○ 大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）（抄）

（決算の処理）

第二十条 前条の場合において、旧所属市町村の収支は、その廃止の日をもって打ち切り、旧所属市町村の長であった者が決算する。

2 前項の規定による決算は、前条の規定により事務を承継した特別区の区長又は同条の規定により事務を承継した道府県の知事において監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会の認定に付さなければならない。

3 前項の特別区の区長又は道府県の知事は、同項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。